TAX & LAW

TKC 近畿兵庫会阪神支部
広報委員　吉本　篤子

ダイムリミットから見た
インボイス対応の総点検④

10 月 1 日のインボイス制度のスタートまでにやっておくべきことをいま一度、確認しておきましょう。

取引の都度、請求書等の書類を交付していない取引（例：駐車場等の賃貸）の対応

駐車場等の賃貸などには、契約書に、インボイスとして必要な情報（登録番号、適用税率、消費税額等）の記載が必要になります。

インボイスにする書類を確定する

確認した請求書等の書類の中から、インボイスにする書類を確定します。
B to B 取引では、納品書・請求書・納品書と請求書を合わせたもの、それぞれをインボイスとすることができるので、何をインボイスとするかを決めます。
B to C 取引では、レシートをインボイスにすることができます。

請求書等に記載する取引金額等の表示方法を決める

消費税の端数処理は 1 つのインボイスにつき税率ごとに 1 回となります。

利用しているシステムのインボイス対応を確認する

インボイスとする書類の自社の作成方法を把握し、インボイス制度に対応できているか確認しましょう。

取引先にインボイスとする書類の様式を通知し、了解を得る

自社が交付したインボイスは取引先では仕入税額控除に関係するため、取引先へ了解を得ておきましょう。

発行したインボイスの写しの保存方法を確定する

取引先に交付したインボイスの写しを保存する必要があるので、保存方法についても検討しましょう。